

● 「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター」の開設について

札幌市では、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の生活を支援するため、社会福祉協議会を実施主体として、総合的な相談窓口「高齢者・障がい者生活あんしん支援センター（通称：あんしんセンター）」を開設します。

このセンターのオープンにより、これまでの「高齢者虐待相談」や「障がい者あんしん相談」などに加え、新たに「成年後見事業」を行うこととし、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

1 実施主体

札幌市社会福祉協議会（中央区大通西 19 丁目 社会福祉総合センター2 階）

2 高齢者・障がい者生活あんしん支援センター

開設日：平成 20 年 10 月 1 日（水） 午前 9 時～

代表電話：632-7355

ファクス：613-5486

Eメール：kenri@sapporo-shakyo.or.jp

受付日時：月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時

※直接の相談も可能

3 業務内容

既存の 4 事業「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）」「福祉サービス苦情相談」「障がい者あんしん相談」「高齢者虐待相談」と新規事業「成年後見事業」を一体化し、判断能力が低下した高齢者や障がい者のための総合的な相談事業を実施します。

(1) 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

判断能力に不安のある方々が、地域で安心して生活できるよう支援します。

具体的には、日常の金銭管理や通帳等の大事な書類の管理などの相談に応じます。

(2) 福祉サービス苦情相談

札幌市や事業者が提供する福祉サービスに関する苦情相談に応じます。

(3) 障がい者あんしん相談

障がい者の権利擁護^{*}に関する相談に応じます。

※権利擁護＝判断能力が不十分なことなどを理由に、自己の権利を表明することが困難な方の意思決定に関すること

(4) 高齢者虐待相談

身体的・心理的・経済的・性的虐待や介護の放棄など、虐待に関する相談に応じます。

(5) 成年後見事業（新規）

成年後見制度[※]の利用に関する相談に応じるとともに、身寄りのない方が万が一判断能力を欠く状態となり、市長申立制度[※]を利用する場合に、札幌市社会福祉協議会が成年後見人になります。

※成年後見制度－判断能力が不十分な方を保護するため、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（成年後見人など）を選任し、本人に代わって法律行為ができるようにする制度

※市長申立制度－判断能力がない方について、財産管理や身上監護における保護が必要になり、原則2親等以内に成年後見制度の申し立てをする親族がない場合に、老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、市長が成年後見の申し立てを行う制度

① 対象者

市長申立制度により後見開始の審判を請求した方

② 法人後見事業の内容

- ・ 福祉サービス利用の契約締結
- ・ 公共料金の支払いなど、日常的な金銭管理の支援
- ・ 財産管理 など

③ 費用

資産の状況や後見業務の内容などにより、家庭裁判所が決定します。

4 参考

札幌市社会福祉協議会ホームページ

<http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>

問い合わせ先

保健福祉局総務部総務課（福祉活動推進担当）

西村、井上

電話：211-2932